

「みやぎ農場GAP取組支援制度」で GAPの取組をはじめませんか

宮城県では、消費者や実需者の食の安全に対するニーズに対応するとともに、農業生産活動の持続性を確保することを目的に、「国際水準GAP」への取組を推進するため、「みやぎ農場GAP取組支援制度」をスタートしました。



GAPとは

GAP (Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理) とは、農業者が生産物を生産する工程で守るべき管理基準とその取組を指します。

農業生産の各工程の実施、記録、点検、評価を繰り返すことで、食品の安全性向上、環境保全、労働安全の確保など、農業経営の改善や効率化につながります。

またそれにより、電気代や燃料費のコスト削減、作業時間の短縮、安全への意識改革につながるとともに、将来的には環境負荷低減、取引先の拡大、後継者や従業員の育成、円滑な経営継承等が期待できます。

「とるGAP」と「するGAP」

GAPの取組には、GAP認証を取得する「とるGAP」と認証取得に関わらずGAPを実践する「するGAP」の2つがあります。

	内 容	特 徴
とるGAP	第三者認証機関の審査によりGAP認証を取得すること（JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.など）。その農場が「良い農業」を目指した生産工程管理を行っていることが客観的に担保される。	取引先に対する信頼性向上やGAP認証を必要とする取引先への販路拡大にも有効。
するGAP	より良い農場を目指すために、農業者が自主的に取り組むもの（認証は必須ではない）。	従業員の意識改善やリスク回避、労働環境の改善、無駄の削減など、経営改善に有効。

GAP認証の取得は経営者の判断によって行うものですが、まずは取り組む目的や農場の状況等に応じて、できるところからGAPに取り組むことが大切です。

より良い農場の実現を目指して、「するGAP」を始めてみましょう

国際水準GAPについて

国では、1 食品安全、2 環境保全、3 労働安全、4 人権保護、5 農場経営管理の5つの分野を含むGAPを「国際水準GAP」とし、普及を推進しています。

宮城県では、国の「我が国における国際水準GAPの推進方策」及び「国際水準GAPガイドライン」に基づき「宮城県における国際水準GAPの推進方針」を策定するとともに、国際水準GAPに準拠した「宮城県GAP実践点検シート」を新たに整備し、この点検シートを活用した「みやぎ農場GAP取組支援制度」を創設しました。

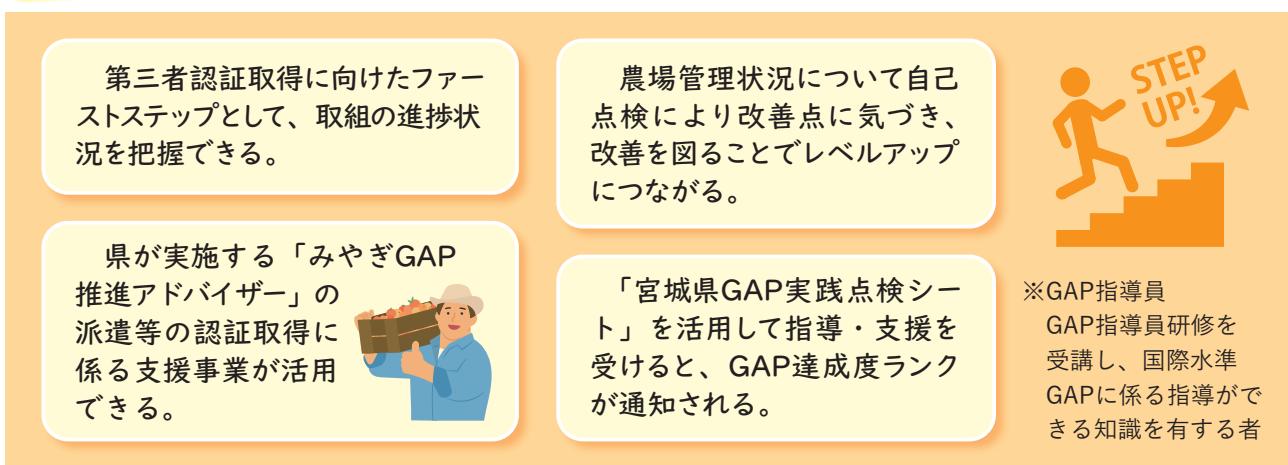


分 野	主な取組内容
1 食品安全 食の安全確保のための取組	農薬の適正使用・保管、異物混入の防止、衛生管理など
2 環境保全 環境への負担を減らすための取組	適切な施肥・防除、廃棄物の適正処理など
3 労働安全 農作業事故を防ぐための取組	農業機械の安全使用、熱中症対策、高所からの転落事故防止など
4 人権保護 農業従事者の人権を守るための取組	適切な労務管理、差別・ハラスメントの禁止、適切な賃金の支払いなど
5 農場経営管理 農場経営を維持・拡大するための取組	基本的情報の整理・農場ルールの策定など

「みやぎ農場GAP取組支援制度」の概要

目的	県内農業者の国際水準GAPに準拠した「宮城県GAP実践点検シート」を活用した自己点検や、GAPの取組レベルの向上を図る自主的な取組を支援することで、本県の農業の経営改善や競争力の強化を図る。
対象農場	県内の個人農業者、法人等（任意組織、団体は除く）
対象農産物	青果物（スプラウト、きのこ類は除く）、穀物
取組項目	青果物・穀物共通 65項目 青果物専用 3項目 穀物専用 7項目
主な支援内容	・GAP指導員等によるGAPの取組向上支援（研修会、現地指導、認証取得支援） ・みやぎGAP推進アドバイザー派遣による助言・指導（GAPの導入、認証取得支援） ・県ホームページ等における国際水準GAPの取組事例の紹介 ・第三者認証取得農場で生産された農産物の販売機会の提供など

「みやぎ農場GAP取組支援制度」活用のメリット



「宮城県GAP実践点検シート」の活用方法

No.	分野	取組区分	取組事項	具体的な取組内容	GAP指導員等からコメント、指導事項など 適合性記入欄が「該当なし」の場合はその理由	適合性記入欄（○を記入）	総合判定（○を記入）
					適合	不適合	該当なし
穀物、青果物共通							
1	農場経営管理	ほ場と施設	栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等を明確に整理している	ほ場の所在地、面積、栽培品目を整理している ほ場と施設のリスト、地図がある	年 月 日		
2	農場経営管理	責任者	組織体制と責任者及び責任範囲を決めて周知している	責任者及び責任範囲を決めている 責任者に必要な権限を付与している 役割分担を決め、全員に周知している 責任者は知識向上に向けて努力している	年 月 日		
3	農場経営管理	農場の方針	農場運営の方針を定め、周知している	農場運営の方針を定めて、全員に周知している 上記方針には「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の目標を定めている	年 月 日		

1 GAPの取組事項の内容について理解する。

2 適切な作業・管理の事例を参考に、自分の農場の状況を確認する。

3 GAP指導員からのコメントや指導事項、指摘事項を受け、生産工程の改善を図る。

4 改善内容を実践したのち、自己点検を行い、「適合」又は「不適合」を判断し記入する。

GAPの指導や「みやぎ農場GAP取組支援制度」に関する相談窓口

GAPに取り組みたい、GAPの指導を受けたい、「みやぎ農場GAP取組支援制度」について知りたい等、GAPに関するることは下記にお問い合わせください。

GAPの取組や指導について

普及センター名	電話番号	住 所
大河原農業改良普及センター	0224-53-3431	柴田郡大河原町字南129-1
亘理農業改良普及センター	0223-34-1141	亘理郡亘理町逢隈中泉字本木9
仙台農業改良普及センター	022-275-8374	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
大崎農業改良普及センター	0229-91-0726	大崎市古川旭4丁目1-1
美里農業改良普及センター	0229-32-3115	遠田郡美里町北浦字笠館5
栗原農業改良普及センター	0228-22-9404	栗原市築館藤木5-1
石巻農業改良普及センター	0225-95-7612	石巻市あゆみ野5丁目7番地
登米農業改良普及センター	0220-22-6127	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
気仙沼農業改良普及センター	0226-25-8069	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

「みやぎ農場GAP取組支援制度」やその他GAPに関する支援について

機 関 名	電話番号	住 所
宮城県農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/gap.html	022-211-2845	仙台市青葉区本町3丁目8-1
全国農業協同組合連合会宮城県本部 園芸・生産振興部 生産振興課 https://www.zennoh.or.jp/mg/grow/tac.html	022-352-3161	仙台市若林区卸町5丁目1-8



宮城県農政部みやぎ米推進課